



技 管 第 6 8 0 号
令和 7 年 9 月 1 1 日

一般社団法人 山梨県建設産業団体連合会長 殿

山梨県県土整備部長

「山梨県建設工事総合評価実施要領」等の令和 7 年 1 0 月改定について（参考送付）

日頃から、本県の建設行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「山梨県建設工事総合評価実施要領」等を改定し、令和 7 年 1 0 月 1 日以降に公告する案件から適用することとしますので、参考までに送付します。

つきましては、貴団体の会員にも御周知いただけますようお願いいたします。

（改正箇所）

- ① 総合評価適用タイプ表の改定（総合評価活用ガイドライン）
- ② 「ワークライフバランスの推進」、「登録基幹技能者の配置」を新たに評価項目として設定

（改定する要領等）

- 1. 山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン
- 2. 山梨県建設工事総合評価実施要領
- 3. 山梨県「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価実施要領
- 4. 山梨県「解体工事」（施工体制評価型）総合評価試行要領
- 5. 山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領
- 6. 技術評価様式
- 7. 技術評価資料作成要領

※上記要領等ついて、1～5は山梨県ホームページ、6～7は山梨県公共事業ポータルサイトに掲載しています。

県 HP : <https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/96812791066.html#guideline>

公共事業ポータルサイト : <https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

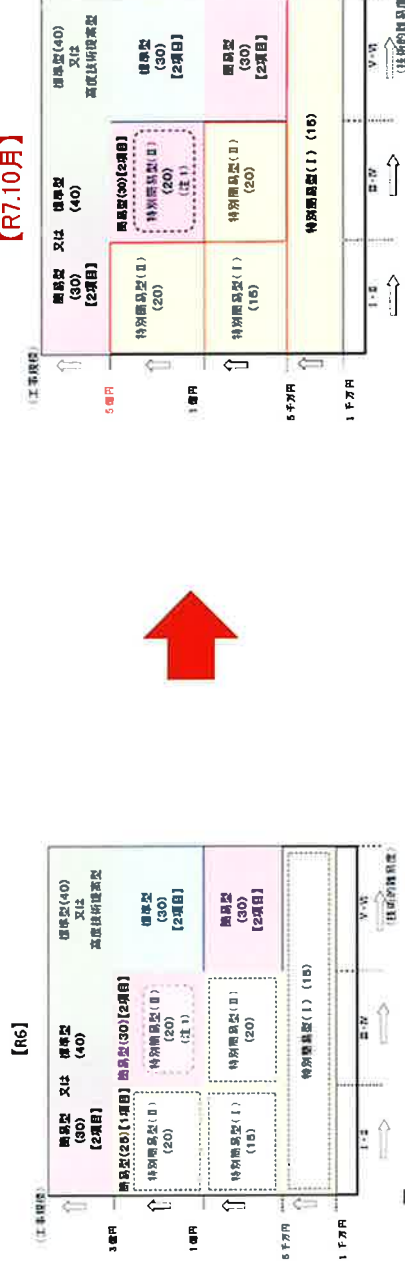
県土整備部技術管理課
技術評価担当 西野・竹内
内線 9200-7162
TEL 055-223-1681
FAX 055-223-1684

総合評価に関わる事項を下記のとおり改定し、令和7年10月1日以降に公告する案件に適用

改定事項

(1) 総合評価適用タイプ表の改定(総合評価活用ガイドライン)

- ①工事規模(縦軸 3億円 ⇒ 5億円)
・R7.4月 山梨県共同企業取扱要綱改定に伴う改定(3億円 ⇒ 5億円)
- ②特別簡易型(金額1億円～3億円 難易度Ⅲ・Ⅳを除く) 選択制 ⇒ 標準化
(黄色着色箇所)
- ・現状の実態に合わせるため改定



【評價項目】

(2)「WLBの推進」の新設(R6 第2回総合評価委員会(3/13)議事案件)

次のワークライフバランス(女性活躍・子育てサポート・若者採用、育成)関連認定企業を評価する。

【厚生労働省の認定】

「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定」、「ユースエール認定」

【山梨県の認定】

「山梨えるみるみん認定・山梨クリスタルえるみるみん認定」

(3)「登録基幹技能者の配置」の新設

元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当工事に関連する種類のいずれかに登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。